



入所系のサービスは、あるの？



A. 施設に入所する障がい児を支援するサービスもあるよ。

障がいのある大人の入所系のサービスと同様に、障がいのある子どものための入所系のサービスもあるんだ。

障害児入所支援

障がいのある児童に対して、入所させ、保護、日常生活の指導および独立自活に必要な知識や技能の付与を行う施設なんだ。

「福祉型」と「医療型」のふたつがあるよ。

利用できるのは、身体障がいのある児童、[知的障がい](#)のある児童、[精神障がい](#)のある児童([発達障がい](#)を含む)となっているよ。

医療型については、知的障がい児([自閉症](#)児)、肢体不自由児、重症心身障がい児となっていて、福祉サービスに併せて治療を行うんだ。

他には、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も利用できて、手帳があるかないかは問題ではないんだ。

福祉型では、食事や排せつ、入浴等の介護、日常生活上の相談支援や助言、身体能力や日常生活能力の維持・向上のための訓練、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、コミュニケーション支援、などを行うよ。

医療型では、疾病の治療や看護、医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護が受けられるんだ。

日常生活上の相談支援や助言、身体能力、日常生活能力の維持・向上のための訓練、レクリエーション活動等の社会参加活動の支援、コミュニケーション支援、なんかは福祉型と同じだよ。

入所したいときの手続きが、ほかのサービスとはちょっと違っているよ。

まずは、住んでいる地域の児童相談所に相談するんだ。

それを受けて、児童相談所が調査した上で、利用できるかどうかの判断をしてくれるんだ。

障がい児に対する入所施設は、以前は障がい種別ごとに分かれていたんだけど、複数の障がいに対応できるように[2012年度から一元化](#)されたんだよ。

だけど、これまでと同様に障がいの特性に応じたサービス提供も認められているんだ。

[《MENU》](#)

[《お泊りできるサービスって？》](#)

[4つの原則って？》](#)

2022-05-09 掲載